

医療保険制度が改正されます

国民健康保険はみなさんが安心して医療を受けられるための大切な医療保険制度です。これからも安心して医療が受けられるために、制度の見直しが行われます。平成20年4月から下記のように大きく変わることとなりますので、今月号と来月号にわたり、制度改正の主な内容についてお知らせします。

■特定健診・特定保健指導が始まります

平成20年度より、40歳から75歳未満の国民健康保険の被保険者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）などの生活習慣病に着目した「特定健診・特定保健指導」が始まります。

「特定健診」では生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させるため対象者を把握し、「特定保健指導」でその対象者のメタボリックシンドロームの予防・改善に向けての生活を指導します。

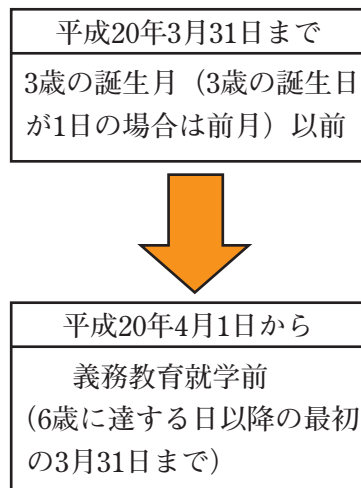
詳細については3月号でお知らせします。

■高額医療・高額介護合算制度が創設されます

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額（年額）を超えた場合は、超えた分が申請されます。（平成20年4月診療分から）

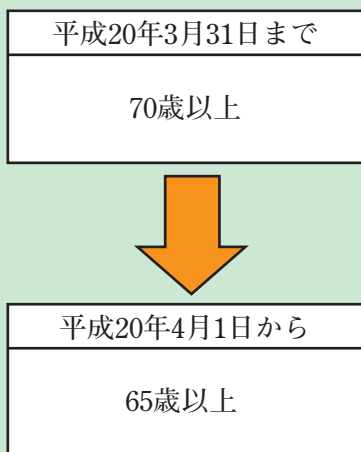
■子どもの自己負担割合が変わります

現在、3歳の誕生日（3歳の誕生日が1日の場合は前月）までの自己負担割合は2割となっていますが、その対象年齢が、義務教育就学前まで拡大されます。



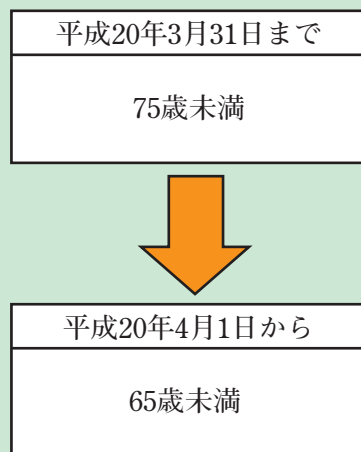
■療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象年齢が65歳以上になります

現在、70歳以上と老人保健で医療を受ける人が療養病床に入院するとき、食費と居住費を自己負担しています。平成20年4月から対象年齢が65歳以上になります。



■退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります

退職者医療制度の対象年齢が、75歳未満から65歳未満に変わります。そのため65歳になると一般の加入者となりますので、平成20年4月の保険証更新からは、一般の被保険者証が交付されます。



今年4月から国民健康保険の

■65歳以上の人の保険税の年金天引きが始まります

65歳以上の国民健康保険加入者の保険税納付について、年金からの天引き（特別徴収）が始まります。ただし、次の場合は保険税の天引きは行われません。

- ① 世帯主が国民健康保険被保険者ではない場合
 - ② 世帯内の国民健康保険被保険者が全員65～74歳ではない場合
 - ③ 年金が年額18万円未満の場合
 - ④ 介護保険料との天引き額の合計が、年金額の2分の1を超える場合
- このような場合、従来どおり納めていただくこととなります（普通徴収）。

【納期について】

特別徴収の方は年6回（偶数月）の納期となり、普通徴収の方は従来どおり年10回の納期となります（下表「年間納期」を参照）。

※今回の改正内容について、わかりにくい点がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

【問い合わせ先】

健康福祉課国民健康保険係

☎ 222-3167

<年間納期一覧>

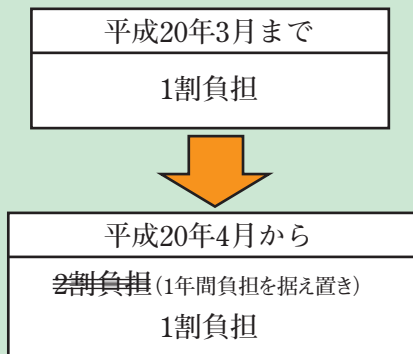
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|----|
| 普通徴収 | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 | 10期 | |
| 特別徴収 | 1期 | | 2期 | | 3期 | | 4期 | | 5期 | | 6期 | |

■70歳から74歳の方の窓口負担の見直し（負担引き上げの凍結）について

70～74歳の方（注1）が医療機関で治療を受けたときにお支払いいただく窓口負担について、昨年の制度改正では、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていましたが、今回「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担を1割に据え置くことが取りまとめられる見込みとなりました。

なお、正式に決定されれば、3月に新たな高齢受給者証を発行させていただきます。

【窓口負担】



（注1）既に「3割」負担の方及び後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

国民健康保険被
保険者証
更新のお知らせ



現在お手持ちの阿蘇市国民健康保険被保険者証（保険証）は、3月31日が有効期限となっておりますので、3月の最終週に配達記録郵便でお届けする予定です。

ただし、国民健康保険税が納期限までに納付されていなければ、郵便での交付はできませんので、納期限までの納付をお願いします。また、納期限までの納付が困難な場合、市役所では随時納税相談を行っていますので、お早めにご相談ください。